

## 事業再評価調書（2回目以降）

[事業種別] 事業名	[道路] 市道西成区第369号線道路改良事業			
担当	建設局道路部道路課		(電話番号：06-6615-6782)	
1 事業再評価理由	事業再評価を実施した年度から5年以上が経過し、なお継続中のもの			
2 事業概要	①所在地 【図1参照】	西成区北津守4丁目～津守2丁目		
	②事業目的	<p>[事業目的]</p> <p>本路線は、大阪市西部に位置し、幹線道路に囲まれた運輸、倉庫業などの産業施設が密集している地域にあり、大型自動車の交通量が非常に多く、周辺地域における重要な補助幹線道路となっている。そのような状況の中、本路線は北津守小学校の通学路に指定されていることや、沿道には広域避難場所でもある西成高等学校や西成公園、さらには、渡船乗場等の公共施設が存在し、歩行者ならびに自転車の通行量が多い。</p> <p>このため、本事業において、現況幅員約5.5mの道路を歩道を有する10～13mの道路に拡幅、歩車道の分離を行うことにより、自動車交通の円滑化及び歩行者等の通行の安全性の確保を図るとともに、防災性の向上を図るものである。</p> <p>[上位計画等における位置付け]</p>		
		計画名等	策定年度	位置付け
		一般道路整備計画	昭和63年 (平成16年更新)	一般道路の整備促進
	③事業内容	大阪市通学路交通安全プログラム	平成24年 (令和2年更新)	危険個所の安全対策（歩道設置）
		<p>[事業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備（拡幅）延長L=950m 幅員W=10～13m(両側2車線 歩道有)（現道幅員 W=約5.5m）</li> </ul> <p>[関連事業等の整備・進捗状況]</p>		
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本路線は周辺地域にある産業施設に起因する大型自動車の交通量が非常に多く、今後も地域の経済活動を支える重要な補助幹線道路として利用される道路である。</li> <li>・本路線は狭隘な道路であるが、事業採択時点より依然として大型自動車の交通量が多く、歩行者ならびに自転車の安全対策及び緊急車両を含む自動車の円滑な交通の確保のために事業の必要性は依然として高い。</li> <li>・また、拡幅することにより、災害時における地域の避難路や災害遮断帯などの防災空間が確保できるため、事業の必要性は高い。</li> </ul>		
	②定量的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通円滑化効果 <ul style="list-style-type: none"> <li>①走行時間短縮便益</li> <li>②走行経費減少便益</li> <li>③交通事故減少便益</li> <li>④歩行者安全性・快適性の向上に関する便益</li> </ul> </li> </ul> <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民</li> <li>・道路利用者</li> <li>・地域社会</li> <li>・地域経済</li> </ul>		
		<p>[算出方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益分析マニュアル（平成30年2月 国土交通省 道路局 都市・地域整備局）</li> <li>・道路投資の評価に関する指針（案）第2編 総合評価（平成11年11月 道路投資の評価に関する指針検討委員会）に示された手法に準じて実施</li> </ul> <p>[分析結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益比 B/C=1.02 (総便益B: 36.1億円、総費用C: 35.5億円)</li> </ul>		
	④定性的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能的な道路ネットワークの充実</li> <li>・交通流の円滑化に伴う沿道環境の改善</li> <li>・災害時における避難路及び災害遮断帯などの防災空間の確保</li> <li>・沿道土地利用の高度化</li> <li>・供給処理施設（水道、ガス、電気等）の収容空間の確保</li> </ul> <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民</li> <li>・道路利用者</li> <li>・地域社会</li> <li>・地域経済</li> </ul>		
⑤事業の必要性の評価	<p>西成区第369号線は、沿道に運輸、倉庫業など産業施設が立地し、地域の経済・産業を支える重要な補助幹線道路として利用されているため、円滑な車両通行を確保する必要がある。</p> <p>また、広域避難場所に指定されている西成公園や西成高等学校などの公共施設も面しており、歩行者、自転車の安全な通行を確保するために、早急な道路整備が必要である。</p>			評価 A～C

		事業開始時点 (平成15年4月)	前回評価時点 (平成28年3月)	今回評価時点 (令和3年3月)			
事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	事業採択年度 平成15年度 着工年度 平成15年度 完了予定期度 平成21年度	事業採択年度 平成15年度 着工年度 平成15年度 完了予定期度 平成32年度	事業採択年度 平成15年度 着工年度 平成15年度 完了予定期度 令和7年度			
	②事業規模	用地取得： 3,543m <sup>2</sup> 道路整備： 950m	用地取得： 2,612m <sup>2</sup> 道路整備： 950m	用地取得： 2,406m <sup>2</sup> 道路整備： 950m			
	うち完了分	—	用地取得： 2,335m <sup>2</sup> 道路整備： 330m	用地取得： 2,335m <sup>2</sup> 道路整備： 330m			
	進捗率 【図3参照】	—	用地取得率 89% 工事進捗率 41%	用地取得率 97% 工事進捗率 41%			
	③全体事業費	25億円	23億円	23億円			
	うち既投資額	—	19億円	19億円			
	進捗率 【図4参照】	—	82%	82%			
4	④事業内容の変更状況とその要因	—					
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	<p>道路改良事業においては、国費の内示状況を踏まえ、限られた予算の中で事業進捗を図っており、他の優先事業へ予算が充当されたことによって、当該事業においては当初計画に比べ進捗が遅れ、事業が長期化している。</p> <p>[前回評価時点から完了予定期度を変更している場合は、その理由]</p> <p>他の優先事業（東淀川駅立体横断施設整備工事（平成28年度～平成30年度）・住之江公園エレベーター等設置工事（平成29年度～令和3年度））への予算の充当により、当該事業については過去5年間事業の進捗が図れていない。</p>					
5	⑥コスト縮減や代替案立案等の可能性	—					
	⑦事業の実現見通しの評価	<p>本路線においては、残用地は大阪市建設局が所有しており用地処理は可能である。⑤事業が長期化している理由に記載のとおり、進捗が図れていなかったが、他の優先事業の終息に伴い、当該事業に予算を充当できる見込みが立ったため用地処理を進め、道路整備を行うことで完了予定期度での完成を見込んでいる。</p>					
5 事業の優先度の視点の評価	<p><b>[重点化の考え方]</b></p> <p>道路事業においては既存の道路施設を適切に維持・管理し、効果的・効率的に活用するため維持管理費の確保を最優先課題としている。また、安全・安心で快適な市民生活を支える道路空間を確保するため、防災対策や交通事故対策など各種施策を実施している。</p> <p>本路線は道路改良事業における「緊急性が高く、集中的に整備する必要がある箇所」として位置付けており、予算化を行い、鋭意、事業の進捗を図っている。</p> <p>[事業が遅れることによる影響等]</p> <p>歩道が未整備となることにより、連続した歩行者の安全性確保及び快適性の向上を図ることができない。また、歩車道分離が出来ていないことで円滑な車両通行環境を確保することができない。</p>						
	<p>歩道が未整備となることにより、連続した歩行者の安全性確保及び快適性の向上を図ることができない。また、歩車道分離が出来ていないことで円滑な車両通行環境を確保することができない。</p>						
6 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度の事業再評価における対応方針は「事業継続（B）」であり、その方針に沿って事業を実施し、現在、その方針に沿って事業を実施している。</li> </ul>						
7 対応方針（案）	<h3 style="text-align: center;">事業継続（B）</h3>						
(理由)	<p>本路線は、歩行者等の安全対策ならびに自動車交通の円滑化、さらに防災上の面から必要性が高い事業である。用地処理が可能で、事業効果の早期発現が見込めることから、令和7年度の事業完了に向けて予算の範囲内で継続実施していくこととし「事業継続（B）」とする。</p> <p>[前回評価時点から対応方針を変更している場合は、その理由]</p>						
8 今後の取組方針（案）	<p>本路線は、歩行者等の安全対策ならびに自動車交通の円滑化、さらに防災機能向上のためにも整備が必要な路線として、予算の範囲内で着実な事業実施に努め、完了予定期度での完成に向けて取組む。</p>						